

## ふじのくにセルロース循環経済フォーラム規約

(名称)

第1条 本会は、「ふじのくにセルロース循環経済フォーラム」(以下、本会という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、CNF(セルロースナノファイバー)等の微細化セルロースの製品開発を支援するとともに、CNF等の社会実装を通じた循環経済、脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下、本事業という。)を行う。

- (1) CNFに関する展示会の開催やふじのくにCNFコーディネータを活用した販路開拓とビジネスマッチング
- (2) セミナーやメールマガジン、ホームページ、SNS等を活用した情報発信
- (3) ナノセルロースの地域コンソーシアムや、大学、公設試験研究機関等との連携によるセミナーの開催
- (4) 産学官の意見交換の場の設定と連携の推進
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(入会)

第4条 会員の入会と届け出事項変更は、次のとおりとする。

- (1) 入会を希望する者は、様式第1号入会申込書を事務局に提出し、承認を得る。
- (2) 前号に記載の入会申込書の内容に変更があった場合は、事務局に申し出る。

(会費)

第5条 会費は、無料とする。

(退会)

第6条 退会を希望する会員は、様式第2号退会届を事務局に提出する。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するときは、役員協議に基づき、会長が除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の定める規約等に違反する行為や会員たるにふさわしくない行為があったとき。

(役員)

第8条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 顧問 4名以内

(選任)

第9条 役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長は静岡県知事が務める。
- (2) 副会長は会長が指名した者が務める。
- (3) 顧問は会長が指名した者が務める。

(任期)

第10条 会長、副会長、顧問の任期は定めない。

(報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

(事務局)

第12条 事務局は、静岡県経済産業部新産業集積課に置く。

(情報の取扱い)

第13条 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し、当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(解散)

第14条 本会の解散は、本会の目的が達成されたと認められる場合等に、会長の権限で解散する。

(会則の変更)

第15条 本会則は、役員協議に基づいて、改正することができる。

附 則

この規約は、令和5年3月24日から施行する。